

不動産等の管理や承継にご心配はございませんか

ほがらか信託

不動産等の相続に関する コンサルティングのご案内 (資産承継コンサルティング)

ご高齢、ご家族環境の変化による不動産管理のご不安、また相続された不動産の名義変更
手続(相続登記)や売却など、「資産の管理・承継」や「ご相続」のご心配はございませんか？

令和6年4月1日より、**不動産登記法が改正され、相続登記が義務**付けられ、相続人は不動産
の相続を知った日から**3年以内に相続登記**しなければならなくなり(**過去の相続不動産も対
象**)、正当な理由がなく申請を怠った場合に**10万円以下の過料**の適用対象となります。

ほがらか信託株式会社では、母体弁護士法人の弁護士や提携の司法書士、税理士とも連携
して、不動産を含めた資産承継等のお手伝いをさせていただきます。

是非、お気軽にご相談ください。

不動産の管理や相続に関するご心配・ご不安

お客様のご事情によって、様々なご心配やご不安があると思いますが、主な例をご紹介します。

- ？ 近頃、賃貸不動産の収支管理や手続が手間で、判断も不安になってきた・・
- ？ 自宅に住み続けながら、それを担保に老後の生活資金を確保したい・・
- ？ 相続(遺産分割協議)して、相続税申告すれば、不動産の名義も自動的に
変わると思っていた・・
- ？ 相続した土地を売却する依頼をしたが、名義が変わっておらずすぐに売る
ことができなかった・・
- ？ 父親が先日亡くなり、相続をする際に、過去に父親が相続した故祖父名義
土地がそのままの名義で残っており、どうしたらよいかわからない・・
- ？ 遠方にある未使用の土地を相続したが、名義変更を失念していた・・
- ？ 複数の相続人で、複数の土地や建物を相続したので、手続の調整が手間で
先送りしていた・・

不動産等の資産承継コンサルティングで ご相談できること

CHECK!

1

遺産整理（遺産分割協議書・不動産登記・税務等）

ご家族が亡くなられた際の遺産整理、相続のご相談、相続税のご相談や申告（提携税理士による）、過去の相続不動産を含めた名義変更手続（提携司法書士による）等について、ご相談、お手伝いをさせていただきます。

〔遺産整理の主なメニュー〕 ※メニューについてはご相談ください。

- ①相続に必要な書類（戸籍謄本等）の取寄手続サポート（行政書士利用の場合は別途報酬要）
- ②遺産の調査・財産目録の作成・交付
- ③遺産分割協議書作成の補助（法的サポート、合意された分割協議結果の文書化等）
- ④預貯金・有価証券の名義変更、相続人への遺産の引渡し
- ⑤不動産名義変更の登記手続（司法書士報酬別途必要、登録免許税等の実費要）
- ⑥具体的な相続税務計算、税務申告（税理士報酬別途必要） ※⑤⑥はご要望に応じて

〔ほがらか信託の遺産整理料金イメージ〕

49.5万円(税込)～〔上記①～⑥〕
※上記には土業報酬と実費は含まれません
※財産評価額に応じて料金は、変わります

〔不動産登記のみの場合の料金イメージ〕

16.5万円(税込)〔上記①③⑤中心〕
※上記には土業報酬と実費は含まれません
※実費（登録免許税⇒固定資産評価額の0.4%、戸籍謄本、住民票等）

CHECK!

2

不動産の売却仲介サービス

相続した不動産を売却して相続人に配分したい、居住しないので売却したい等、ご遺族内での遺産分割協議のご検討の中で、不動産売却のご要望がある場合は、ほがらか信託が提携する大手不動産会社により、**評価査定をさせていただき、不動産売却のお手伝い**をさせていただきます。〔ほがらか信託は宅地建物取引業者の免許保有。また、不動産の売却には、仲介手数料が必要です。⇒宅地建物取引業法で上限が決められています〕

CHECK!

3

ご家族やほがらか信託での不動産の管理信託

将来の相続も見据えて、**所有不動産の管理（賃貸物件含む）をご家族や第3者に任せたい**（信託契約により所有者が委託者兼受益者、管理者が受託者となる）というご要望がある場合は、「**家族間での信託（不動産に限らず）**」のコンサルティング、もしくは「**ほがらか信託を受託者とする不動産管理信託**」等の解決策について、ご相談、お手伝いをさせていただきます。

◆ほがらか信託株式会社の Web (teams、zoom 利用) での無料相談

ご予約の際は、下記へお電話もしくは、ほがらか信託のホームページ、
右の二次元バーコードからお申し込み下さい。

ほがらか信託株式会社 03-3511-5695

